

送迎マニュアル

こどもデイサービス らびい

令和6年10月1日更新

障害がある方に対して、福祉車両を用いて送迎サービスを行う事を目的としています。
福祉車両とは、車椅子対応のリフトやスロープ、車椅子のロック、車椅子用3点シートベルトなど通常の車両にはない特殊な操作が必要になります。

【ドライバーの大切な基本知識】

◆<安全運転の5原則>

- ・安全速度を必ず守る
- ・カーブの手前でスピードを落とす
- ・交差点では必ず安全を確かめる
- ・一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ・飲酒運転は絶対にしない

◆<安全運転の3つの心構え>

- ・よく見て、危険を感じたらスピードを落とす、あるいは止まる。
- ・運転に集中する
- ・冷静な判断と慎重な対応をする

車間距離の保持 ・ 方向指示器による合図の要領 ・ 余裕を持った行動

安全運転の心得

人の命の尊さを覚える

道路に歩いている全ての歩行者、自転車を運転している人、周りのドライバー、それら全てが自分の家族のように考えると安全運転に変わるはずです。

交通ルールを覚える

交通規則を守ることは、運転の義務です。ちょっとだけ…自分だけは許されるだろう・見つからないだろう(バレないだろう)と言う思いを持たない事です。

運転は人格が現れる

運転には、運転者の悪い性格が出てしまうことを肝に銘じて自分の人格上の悪い点を理解しなおすようにしましょう。

集中して運転

道路状況はいつも変化しています。そのために、絶えず注意力を上げて集中して運転することが重要です。スマートフォン、携帯を運転中に操作してはなりません。

「お先にどうぞ」という余裕を持つ

交通ルールは万能ではありません。譲り合いの精神が安全運転のコツです。

「もしかして運転」を心がける

「だろ運転」交通事故の大きな要因と言われています。大丈夫だと思う心の隙が危険な事故を起こしてしまいます。「もしかして運転」が安全運転のコツです。

心の状態を平静に保つ

「怒っている」「焦っている」「おごり」「疲れている」「イライラしている」などの心理状態はドライバーが事故を起こす要因となります。

「私は運転が得意だ」と過信は禁物

私は事故を起こしたことがない！といった矢先に事故を起こす事があります。自分の運転能力を過信しないことが安全運転のコツです。

服装と履物が重要

1. 学校送迎

- 1) ドライバーは、送迎 15 分前には車の準備・点検を行う。
- 2) リフト操作方法を熟知し、安全に操作する。
- 3) 交通ルールを遵守し、安全運転を第一に心がける。
- 4) 乗せている子どもに愛情を持って接することを心がける。
- 5) らびいに戻ったら、鍵を返却し、送迎記録をつける。

★渋滞などで学校到着が 5 分以上遅れる場合は、学校に連絡を入れる。

2. 自宅送迎

- 1) ドライバーは、送迎 15 分前には車の準備・点検を行う。
- 2) リフト操作方法を熟知し、安全に操作する。
- 3) 交通ルールを遵守し、安全運転を第一に心がける。
- 4) 乗せている子どもに愛情を持って接することを心がける。
- 5) 自宅への送迎順番に関しては、前日・当日に職員と確認する。
- 6) 送迎時間については、子どもの状態によって変更になることがある為、ドライバーは直ぐ連絡が取れるように準備しておく。
- 7) らびいに戻ったら、鍵を返却し、送迎記録をつける。

★渋滞などで自宅到着が 10 分以上遅れる場合は、家族へ連絡を入れる。

3. ドライバー

- 1) 福祉車両の送迎にプライドを持ち、常に身だしなみ・所作等に気を配るよう心掛ける。
- 2) 福祉車両だからと言って優先ではありません。傲慢にならないよう周囲に方に配慮する。
- 3) 車両の清掃・車内の整理整頓に心掛ける。
- 4) 福祉車両の運転経験がない、あるいは浅い場合は、できるだけ早期に研修を受講する。(派遣事務所・当法人で相談)
- 5) 渋滞など交通状況で送迎時間に影響する時は、添乗者と相談し迂回路を検討する。
- 6) 走行中に「ヒヤリ」とした出来事、「ハッ」とした出来事が起きたら、些細なことでも必ず管理者に報告し、状況を共有する。
- 7) 事故やトラブルがあった場合は、速やかに管理者へ報告する。自己解決をしない事。
※公用車である為、私物化せず奇麗に利用する。

4. 添乗者

- 1) 添乗は、職員 1 名に対し利用者 1 名の配置で行なう。やむを得ず複数の利用者に対して職員 1 名で添乗する場合は、置き去り事故防止に注意する。
利用者の人数・名前確認は、ドライバーや担当職員・家族と利用者の名前確認を徹底する。
- 2) 医療的ケアが必要な場合は、必ず看護師が添乗する。
- 3) 添乗中に「ヒヤリ」とした出来事、「ハッ」とした出来事が起きたら、些細なことでも必ず管理者に報告し、状況を共有する。
- 4) 渋滞など交通状況で送迎時間に影響する時は、添乗者と相談し迂回路を検討したり、到着先へ連絡を入れたりする。

5. 車内に常備する物品

- 1) 吸引器（利用者個人用の場合も有）※キャラバンにのみ常備している
- 2) アンビューバッグ
- 3) ディスポ手袋・ティッシュペーパー・手指消毒剤・ビニール袋（ゴミ用）・ペットシート
- 4) 消臭除菌スプレー・消毒用ウエットティッシュ

※高温により爆発の可能性がある物は使用禁…車内に置かない

6. 緊急時の送迎に持参する物品（必要に応じて）

- 1) spo2 モニター、聴診器、アンビューバッグ（幼児用）、秒針付時計、吸引器
- 2) 緊急連絡先・主治医連絡先・緊急搬送先 …個人ファイル
- 3) ディスポ防水シート・タオル

7. 車内の対応（添乗者）

＜嘔吐が見られた場合＞（嘔吐の予測がある場合は看護師が添乗する）

- ① 気道の確保、吸引など、一次的対応を行う。（呼吸できる状態を維持する）
- ② 改善しない場合は、保護者に電話連絡し、状況を伝える。必要に応じて主治医等に連絡してもらい帰宅後の指示を貰う、などを保護者と相談する。
- ③ 車を交通の邪魔にならない場所に停車し、ドライバーは「らびい」に連絡する。
（①②は同時進行になる）
- ④ 吐物の処理を行う。
- ⑤ 自宅に到着後、保護者に状況と対応内容を報告し必要な対応を行う。
- ⑥ らびいに状況報告する。 ※状況によっては、間で報告する必要あり

＜呼吸状態が悪化した場合＞（悪化の予測がある場合は看護師が添乗する）

- ① 気道の確保、吸引等、一時的対応を行う。
- ② 改善しない場合は保護者に電話連絡し、状況を伝える。必要に応じて主治医等に連絡してもらい帰宅後の指示を貰うなど、保護者と相談する。
- ③ 車を交通の邪魔にならない場所に停車し、ドライバーは「らびい」に連絡する。
（①②は同時進行になる）
- ④ 保護者から病院へ搬送するよう依頼が出た場合は、管理者・児童発達支援管理責任者に相談しどう動いていくかやり取りをする。（だれが何処に連絡、どう行動するか？など）
- ⑤ 自宅に到着後、保護者に状況と対応内容を報告し必要な対応を行う。
- ⑥ らびいに状況報告する。 ※状況によっては、間で報告する必要あり

8. 事故等発生時の初期対応

【ドライバー】

交通事故を起こした場合



- ① 車両の運転をただちに停止する。
- ② 負傷者がいる場合は、負傷者の救護をする。110番通報・119番通報し、待機する。
- ③ らびいへ連絡報告、状況説明をする。
 - * 場所・事故状況（被害者の有無）
 - * 同乗中の利用者氏名・状況（添乗者が連絡し状況を説明する）
 - * 人的被害はなく車両トラブル（物損事故・自損事故）商談での事故解決をした場合でも必ず連絡を入れる。

★連絡先の交換をする。らびいの名刺を渡す。（管理者：有江）車検表に名刺あり
- ④ 添乗者の補助（今後の動きを確認し合う）
- ⑤ らびいに戻り次第、管理者に報告する。
- ⑥ JAF・ディーラー連絡先は車検表を確認する。

【添乗者】

- ① 同乗している利用者の安全確保
 - 利用者の状態把握→ 呼吸・脈拍・顔色・嘔吐・出血など
 - 緊急対応→ 気道の確保・吸引・アンビュー加圧など
 - 救急搬送が必要な場合は、救急隊の指示に従う

※手が離せない状態ならば、運転者に救急車を呼んでもらい、救命操作しつつ運転者を介して電話やり取りを行う。
- ② 被害者の状態確認（利用者でない場合）
 - ★連絡先の交換をする。らびいの名刺を渡す。（管理者：有江）車検表に名刺あり
- ③ 落ち着いたところで、らびいへ報告連絡、状況を説明する。
- ④ びいに戻り次第、管理者に報告する。

【らびい職員】

- ① 事業所内の看護師を呼び、電話を代わる。他の職員 1 名は電話のそばに待機する。
看護師は状況を聞き、復唱する。他の職員はメモする。
- ② 看護師は以下の内容を冷静に確認する。
 1. 場所・事故状況
 2. 被害を受けた利用者の氏名・状況
 3. 同乗している利用者氏名
 4. 警察・救急隊員の指示など
- ③ 管理者に報告する。
- ④ 管理者・児童発達支援管理責任者は、家族に連絡する。
 1. 被害を受けた利用者家族へ状況と対応の説明
 2. 同乗している他の利用者家族へ状況の説明（場合によっては送迎の要請など）
- ⑤ 管理者は必要に応じて代車の手配を行う。

9. 法律上の規定

自動車の運転者は、チャイルドシートを使用しない 6 歳未満の幼児を乗せて、運転してはならないことが決められています（[道路交通法第 71 条の 3 第 3 項](#)）。

チャイルドシートの正しい使用方法

6歳未満の子供を車に乗せる場合は、チャイルドシートを取扱説明書などに従って、正しく使用しましょう。事故の被害を軽減するほか、子供が運転操作を妨げることを防止できます。

- 子供の成長に合わせ、体格に合うものを使用する。
- なるべく後部座席で使用する。(助手席エアバック装備の場合)
- 座席に確実に固定する。

※やむを得ず助手席に設置する場合は、座席をできるだけ後ろに下げ、前向きに固定する。



乳児用シート



幼児用シート



学童用シート

★チャイルドシート使用は、6 歳未満であるが、身長 140 cm 以下の場合は、着用を推奨する。

シートベルトの構造上の規定はループの長さ 130 cm（国土交通省：技術基準）

※2024 年 9 月 12 日、JAF（日本自動車連盟）は身長 140 cm 未満から 150 cm 未満へ変更

◇チャイルドシート使用について

6 歳以上の利用者さんで、車椅子使用していない方は、家族と協議の上安全を考慮した使用方法を検討する。